

## 市谷議員 要望項目一覧

令和3年度6月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p><b>【新型コロナウイルス対策について】</b>  <b>(1) 医療・検査体制の充実</b>                      ①無症状・発症前に感染を広げる特徴があるため、不安な時は、いつでも、だれもが、無料で検査が受けられるPCR等検査センターを、圏域ごとに「常設」すること。</p>	<p>本県では陽性者が確認された場合、速やかに周辺の接触者に対し、濃厚接触者に限らず接触者まで幅広く徹底的にPCR検査を実施することで感染拡大を抑え込むこととしている。また、感染者が複数確認されるなど感染拡大の兆しが見えた場合は、既に全域で臨時のPCR検査センターを迅速設置して対応している。県内の感染状況を踏まえ、常設の必要性は現在考えておらず、引き続き、この体制により感染拡大防止に努めていく。</p>
<p>②変異株は若者や子どもに感染しやすく、学生等大学関係者は県境をまたぐ移動や実習などの機会が多いため、大学内に無料で検査できるPCR検査センターと相談センターを「常設」すること。また、5つの高等教育機関（鳥取大学、環境大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）で無料検査できるようになったことは良かったが、対象を、健康不安の時だけでなく、県外から戻った時や実習前後、学生だけでなく教職員、県外学生がいる農業大学校や専門学校にも広げること。</p>	<p>このたび、県内大学等へPCR検査の検体採取容器を常時配備し、体調不良等の学生のうち、身近にかかりつけ医等がないなど、診療・検査医療機関でPCR検査を受けることが難しい者等について、学内で検体採取することで、速やかにPCR検査につなげられるよう、大学等と連携して検査・相談体制を整備した。</p> <p>また、学生が県内の学外施設で単位取得のために保育・看護実習等を行う場合にPCR検査を求められる事例があることから、大学等における学生教育活動への支援を6月補正予算で検討しているほか、農業大学校の学生が、学外で農業インターンシップを行う場合のPCR検査実施を検討している。</p> <p><b>【6月補正】実習等学生教育活動支援事業 1,500千円</b></p>
<p>③感染者が出るとクラスター化・重症化しやすい社会福祉・児童福祉施設や医療機関の職員や利用者、小学校・中学校・高等学校、保育園・幼稚園・学童保育など保育施設等で、定期的な抗原・PCR等検査を実施すること。</p>	<p>医療機関や高齢者福祉施設等において迅速な検査ができるよう、国が抗原簡易キットの配布を計画していることから、国の方針を参考に、それらの活用方法について検討を進め、感染拡大防止に努めていく。</p>
<p>④陽性者全員に対し、インド株及びE484K変異株も含め全ての変異株スクリーニング又は遺伝子解析をすること。</p>	<p>陽性者全員に対し、3種類（N501Y、E484K、L452R）の変異株スクリーニング検査を外部委託により実施するとともに、遺伝子解析が可能（ウイルス量が高い）な検体を対象に、県衛生環境研究所が全ゲノム解析を実施している。</p>
<p>⑤医療機関が、赤字を抱えながら、懸命に発熱外来やコロナ患者対応、ワクチン接種への対応を行っている。また心身の疲労から離職する看護師もある。医療機関への経済的支援は、報酬アップでは賄えないため、過去の減収分について減収補填し、医療従事者への慰労金を再支給すること。</p>	<p>医療機関への経済的支援については、基本的に国において行うべきものと考え、これまでも、国に要望してきているが、引き続き、全国知事会等を通じ、国に要望する。</p>
<p>⑥病院のコロナ感染拡大防止設備（パーテーション等）が年度内に購入できず、補助金の返還を行ったが、事務手続きが煩雑であった上に、今年度の補助金の見通しが立っていない。感染防止の設備が整備できるよう補助金の見通しを明らかにすること。</p>	<p>昨年度末の感染拡大防止等支援補助金（国による直接執行）は、申請期間が短く、国の事務処理が遅かったなどの問題があったと聞いている。今年度の当該補助金は既に申請期間が始まっており、9月30日が提出期限となっていることから、県内医療機関に活用を呼びかけたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦病院の感染防止の防護具（ゴーグルやガウン）は、濃厚接触を避けるため、医師だけでなく看護師も装着したいが、要請すれば防護具は来るが大量に保管する場所がないとの意見がある。湿気のない防護具保管場所を確保し、医療機関がそこに取りに行けるようにすること。	感染防止対策の個人防護具は、医療機関の希望数量に応じて適宜配送しているところであるが、今後、医療機関のご意見をお聞きしながら、適切な配布方法を検討する。
⑧コロナ受け入れの民間病院から、これ以上の受け入れ病床拡大や受け入れ延長は苦しく、体制がもたないとの声が出ている。最大限の配慮と支援をすること。	これまで感染拡大による病床ひっ迫に備え、病院側と協議しながら病床拡大を図ってきたところであるが、今後も、宿泊療養施設の活用や後方支援病院との病々連携など、受入病院に過度な負担がかからないよう、各圏域内で議論を進めて参りたい。
⑨医療機関は、急性期病床の看護体制を7：1から4：1にしてコロナ患者を受け入れており、病床数や人員体制が不足している。しかし鳥取県地域医療構想に示された国の目標（参考値）では、全体病床数をH28（2016年）7,152床から2025年5,896床へ、高度急性期病床は1,176床から583床へ、急性期病床は3,195床から2,019床へと削減するものである。地域医療構想はいったん中止し、全額消費税を財源に病床削減する法案は廃案を求めること。	新型コロナウイルス感染症への対応において、公立・公的病院の存在と役割の重要性が再確認されており、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している現状において、公立・公的医療機関等の見直しを性急に進めるべきではないことから、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組推進に当たっては、拙速な期限設定を行うことなく、地方とも丁寧に協議しながら、慎重に検討を進めるとともに、地域の実情に即した柔軟な取扱いをするよう、自治体病院に対する財政支援や診療報酬の増額などの要望とあわせて、国に対して強く要望している。 なお、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援などを含む医療法改正法案は、令和3年通常国会で可決され成立したところであるが、病床削減を求めるものではない。
⑩後期高齢者医療の窓口負担2倍化に反対すること。	後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度となるよう検討されたものであり、見直しに反対することは考えていない。
⑪国保料引き下げに県が独自支援すること。子育て世帯の負担軽減のため、国は来年度から国保の未就学児の均等割を半額とする方針だが、県が上乘せし、18歳までの均等割を廃止すること。	国保料の軽減については、県として既に応分の財政負担をしており、県独自の新たな財政負担による引き下げは考えていない。 また、子どもの均等割の減額措置については、法改正が行われた場合、県として応分の財政負担を行うこととなっており、県独自の新たな財政負担等による支援は考えていない。
⑫18歳までの子どもの医療費を完全無料化すること。	小児特別医療費助成について、一部負担金をなくして無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。
<p>(2) 暮らし・経済・雇用・芸術支援</p> <p>①環境大のクラスター発生や鳥取短大での感染確認で、アルバイト自粛やオンライン授業になるなど学生生活に影響が出ている。県内大学生に臨時給付金を支給し、お米を農家等から行政が買取り、食料・物資を学生に支援すること。また不安が広がっている学生の心と生活の相談体制を充実すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入が減少した学生に対する経済的支援については、国の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」、「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置」及び独立行政法人日本学生支援機構の「緊急特別無利子貸与型奨学金」などの支援策が講じられている。また、各大学においても、状況を踏まえながら学生アルバイト紹介などの学生支援が行われていることから、県内大学生への臨時給付金の支給や食料・物資の支援は考えていない。 県内各大学では、学生生活に不安のある学生の相談窓口を設置し、学生に周知されている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>②鳥取商業高校でのクラスター発生で、オンライン授業が導入されるが、高校生のタブレット導入は、低所得世帯以外は原則自費購入であるため格差が生じることが懸念される。高校生のタブレット導入は全員公費で行うこと。</p>	<p>鳥取商業高校のオンライン学習については、現在生徒が所有しているスマートフォン等で実施しており、環境が整っていない生徒には、端末やモバイルルーターを貸与している。</p> <p>今後の高校生の1人1台端末の整備については、学校が指定する機種を家庭負担で購入していただく方針である。なお、低所得者に対しては、県が貸与することとしている。</p>
<p>③国の「1月緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（最大法人60万円、個人事業者30万円／5月末申請締切）は、鳥取県下は全て対象地域であり、50%以上売上減少し、宣言地域と何らかの取引があれば支援対象事業所になるが、制度周知が不十分である。事業所や申請確認団体である金融機関が知らなかったり、申請確認団体の商工団体が団体未加入者に過度な書類提出を求めたりするなど、制度へのアクセスがうまくいっていない。</p> <p>事業所や申請確認団体への制度周知、また手続きを支援する県サポートセンターを事業所に周知し、制度が使えるよう支援すること。また「4・5月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に係る一時支援金＝月次支援金」（法人20万円、個人10万円／申請開始6月中の予定）も周知・活用促進すること。</p>	<p>国「一時支援金」については、県内事業者の円滑な受給促進に向け、必要となる保存書類（V-RESAS等）を県ホームページ上で公開しているほか、商工団体等登録確認機関とともに制度周知など図っており、飲食店をはじめ多数の事業者を活用いただいている。本年6月より制度開始予定の国「月次支援金」についても、引き続き、県ワンストップ相談窓口における専門家支援など行いながら、県内事業者の利用促進を図っていく。</p>
<p>④第4波下での緊急事態宣言発出に際し、持続化給付金・家賃支援給付金の再給付を求めること。</p>	<p>持続化給付金及び家賃支援給付金について、再度の支給を行うとともに企業規模に応じた支給額の引き上げを行うよう、全国知事会を通じて継続的に国に強く求めている。</p>
<p>⑤労働局の直近の調査では、鳥取県内のコロナで「雇用調整の可能性がある事業所」は1,224件、「解雇見込み等の労働者」は472人（業種では製造業175人、宿泊飲食業19件100人、卸・小売業19件106人）、コロナ倒産は24件（2020年度20件・2021年度4件）、県内休廃業・解散224件に上っている。加えて、日立金属の株式53%がベインキャピタル等の投資ファンドに売却され、日立金属関連の東部440人、西部1,000人の雇用が懸念されている。また、ダイヤモンド電機の45歳以上・150人の希望退職は、昨年9月末、12月末、今年12月末の実施計画であり、全県的に厳しい雇用・経済状況となっている。</p> <p>雇用調整助成金のコロナ特例や休業給付金の継続・拡充を求め、県独自の緊急雇用など支援策を講じること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、雇用調整助成金（特例措置）及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、全国知事会等を通じて、制度の継続、地域や業種・業況を問わない特例措置の延長を国に求めているところである。</p> <p>また、企業・雇用サポートチームや県立ハローワーク「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」による個別支援、新型コロナウイルス雇用安定支援金等により県独自の支援策を講じている。加えて、5月臨時補正において、雇用支援強化事業により、相談支援体制の強化、雇用維持教育訓練経費補助金の継続を行った。</p> <p>なお、基金を活用した「緊急雇用創出事業」についても、全国知事会等を通じて早期の創設を求めているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥コロナの巣ごもり需要と低金利ローンで米国では住宅建築ラッシュとなり、日本に米松材が入らなくなり、建築材の不足と価格高騰（輸入材は1年前の4倍、国産材は2～3割値上がり）で、工務店や建築業者が苦しんでいる。</p> <p>当面、木材の値上がり分の価格補填や減収補填し、関係業者がつぶれないよう支援すること。また、建築材や合板材の県産自給率を高めるため、県産材の伐採・搬出・製材・消費が進むよう支援を充実させること。</p>	<p>原木価格高騰により木材の入手が困難となっている製材関連事業体の事業継続を緊急的に支援するとともに、県産製材品の円滑な流通と外材から県産材へのシフトに向けた戦略づくりを検討するため、6月補正予算による対応を検討している。</p> <p>【6月補正】県産材転換促進事業 21,500千円</p>
<p>⑦「鳥の劇場」は、今年度は国の助成金が不採択となり、数千万円の資金不足になっていると聞く。国に支援を求めると同時に、県としても支援を急ぐこと。</p>	<p>現在、鳥の劇場においては、他の国補助制度の活用について主体的に動かれている。その際、県から事業立案に関するアドバイス等も行っているところであり、直接国に支援を求めることは考えていない。</p> <p>県としては、鳥の劇場の今後の中長期的な活動計画の状況も伺いながら、対応を検討する。</p>
<p>【デジタル化について】</p> <p>○デジタル関連法案が通過したら、県の個人情報保護条例が廃止され、自治体情報システムが国仕様に転換させられ自治体の独自施策がしにくくなる危険性がある。</p> <p>デジタル関連法案に反対すること。これまで通り県民の個人情報が保護できるよう、県条例が後退しないようにすること。自治体情報システムは、自治体の独自施策が実施できるようにすること。</p>	<p>令和3年通常国会で可決されたデジタル改革関連法は、デジタルを活用し、住民の利便性の向上や負担の軽減を図ることを目的としている。</p> <p>個人情報保護制度については、鳥取県における個人情報保護の在り方について、法の趣旨を踏まえ、市町村とともに検討していく。</p> <p>また、自治体情報システムの標準化は、情報通信技術の活用により持続可能な行政運営を確立し、事務を円滑に行うものであり、この標準化により、各地方自治体の独自施策が阻まれるものではない。</p> <p>【6月補正】新しい個人情報保護制度のあり方検討事業 360千円</p>
<p>【淀江産廃処分場計画】</p> <p>①鳥取県環境管理事業センターが産廃計画のチラシを新聞折り込みしていたが、「結果次第では白紙撤回する可能性がある」と知事が言明している地下水調査の最中であり、改めて地下水調査をしなければならないほど地下水の安全確認が不十分な計画であるということである。そのような状況の計画を宣伝しないよう、鳥取県環境管理事業センターを指導すること。</p>	<p>公益財団法人鳥取県環境管理事業センターは、産廃計画のチラシを新聞折り込みした事実はない。</p> <p>同センターによる米子市淀江町地内での産廃処分場設置計画は、長年にわたり地下水の水質や流向をはじめ生活環境影響調査等を入念に実施し、その結果を地元住民をはじめ多くの関係者に誠実に説明対応され、令和元年5月に廃棄物処理施設設置手続条例に基づく手続を終了したところであり、安全確認が不十分であるとは全く考えていない。</p> <p>その後、同年9月県議会において複数の議員から地下水について質疑があり、同年11月県議会において、計画地周辺の地下水等調査に係る条例及び予算が議決され、県が事業主体となり地下水等調査を実施している。</p>
<p>②淀江産廃予定地で見つかった前方後円墳は、現地保存すること。</p>	<p>一般財団法人米子市文化財団による百塚88号墳の埋蔵文化財発掘調査は昨年11月に終了しており、調査済みの墳丘の一部は、昨年11月県議会での議論を踏まえ、センターとして地下水等調査の動向等に注視し、当面は、現状のまま保護するため、盛土・緑化作業を行った。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p><b>【米軍機・基地問題】</b></p> <p>①県内では米軍機の低空飛行が続いている。住民が苦情報告しないと記録されず、夜間訓練などは苦情報告しても市町村が記録していない場合もある。轟音、超低空の飛行で、若桜町をはじめ、住民が恐怖を感じている。飛行実態を正確につかむため騒音測定器を設置すること。(米軍機訓練とされるブラウンルートになる若桜町役場、また岩国小学校には騒音測定器が設置されたと聞く。若桜学園への設置も検討すること)。そして、米軍機の低空飛行訓練の中止を求め、ドクターヘリや防災ヘリが増え、米軍機との接触が懸念されるため、米軍機訓練飛行ルートを事前提出させること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練については、市町村と協力した監視体制を継続し、今後も引き続き目撃情報の都度、適切な措置を求めていく。</p> <p>また、国に対しては、毎年、住民に影響の大きい訓練等について事前に情報提供を行うよう要望するとともに、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置するよう要望しているところであり、県として騒音測定器を設置することは考えていない。</p> <p>なお、若桜町役場に、騒音測定器は設置されていない。</p>
<p>②5月14日、C2輸送機から、長さ50cm、重さ約1.5kgの右主脚扉スプリングが落下したことを、翌日の事前点検で確認したと、自衛隊美保基地が県に報告してきた。訓練ルートの下には、住家はもちろん、境港第二、第三中学校、美保中学校などの学校もあり、被害報告はないが、もしも頭上に落下していたら人命が失われていた可能性もある。C2輸送機は、導入当初から滑走路逸脱事故を起こし、毎年ネジなどの部品落下事故があり、再発防止と言いながら、こうした事故が繰り返されている。</p> <p>事故の原因を究明し、せめて原因が明らかになり、再発防止策がとられるまで飛行させないこと。今回の事故の内容、原因、再発防止策について住民や議会に説明するよう求めること。住宅や学校の上空は訓練ルートから外すよう求めること。これらができないなら、欠陥があるC2輸送機は飛行・配備させないこと。</p>	<p>5月13日のC2輸送機の部品落下については、住民の生命や生活を脅かす大変重大な事故であり、翌14日に美保基地に対して厳重に抗議し、徹底した原因究明と再発防止対策を求めるとともに、これらがなされるまでは同機の飛行を自粛するよう申し入れたところである。引き続き、県や地元自治体に対する原因や再発防止対策の説明を求めるとともに安全な飛行を求めていく。</p>
<p><b>【鳥取県警職員の処分について】</b></p> <p>○日本海新聞社の情報開示請求によって、「鳥取県警の警察署の行政職員1名が、他人の体を触るなどわいせつな行為をしたとして、減給1/10(3か月)の懲戒処分を受けていたこと」がわかったと報じられた。公表しないことは、むしろ再発防止と信頼回復に逆行する。県警職員も、懲戒処分は実名入りで公表される知事部局の県職員と同様の扱いをすること。</p>	<p>警察職員の懲戒処分の発表については、任命権者において、警察庁の「懲戒処分の発表の指針」も参考にしつつ、行為の態様、行為の公務内外に及ぼす影響などを個別事案ごとに熟慮、検討して判断していると承知している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【学校の校則】</b></p> <p>○中学校、高校の校則について、生徒に聞き取りをすると、「ポニーテール禁止」、「靴下はワンポイントまで、くるぶしソックスはダメ」、「男の子の髪の毛は耳にかかってはダメ」、「前髪は眉毛の上」などがあり、「なぜそうなっているのかわからない」と、当事者である生徒が主人公でなく、単なる強制になっている場合がほとんどである。しかも生徒指導の一環を理由に、人権侵害まがいの校則や指導がある。実態調査（生徒への聞き取り）し、人権侵害に当たる校則は改善し、生徒自身が、校則を考え、決定できるようにすること。</p>	<p>県立高校の校則を含む生徒指導等に関する規定については、各校の教育方針や実態に応じて具体的に定めることとしている。</p> <p>県教育委員会は、各校での生徒指導が適切に行われるよう、平成16年度に「生徒指導等に関するガイドライン」を策定し、令和3年3月までに3回改訂している。平成28年3月の改訂時には、各学校の規定（校則を含む）を必要に応じて見直す旨を記載し、以降毎年、県立学校長会、県高等学校指導部連盟理事会において、各学校の規定（校則を含む）を生徒の実情、社会の常識、時代の進展などを踏まえて見直すよう促すとともに、県教育委員会による学校訪問の際に、各校の校則等の見直し状況の聞き取りをしている。</p> <p>引き続き、各校において生徒自身が校則を考える時間を設けるなどの取組を進めていく。</p> <p>なお、市町村（学校組合）立学校についても、必要に応じて校則の見直しに関する情報提供を行う等、市町村（学校組合）教育委員会と連携を図りながら助言をしていく。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p><b>【島根原発について】</b></p> <p>①中国電力は、島根原発2号機の新規制基準の審査を終え、「原子炉設置変更許可申請に係る補正書」を、原子力規制委員会に提出した。「補正書」に大きな問題がなければ、規制庁が審査書案をとりまとめ、30日間のパブリックコメントが実施され、設置許可となっていく。しかし、福島原発事故の原因はいまだ究明されておらず、汚染水を止めることもできず、そもそも、福島原発事故の教訓が反映されていない「新規制基準」に基づく審査では不十分である。また、この間の審査を経て作成された「補正書」は、基準地震動が600ガルから820ガルに見直されたが、鳥取県にある地震のひずみ集中帯や、関西電力大飯原発の裁判でも指摘された地震のバラツキが反映されていない。原子炉格納容器から放出された放射性物質を除去するフィルター付きベントは、除去が難しかったヨウ素を98%除去できるようになったが、100%ではない。炉心溶融が起きた際、落下した溶融炉心により、原子炉格納容器の健全性が損なわれないよう、原子炉格納容器下部の床面にコリウムシールド（耐熱材）を設置したというが、想定外の熱に耐えるか疑念が残る。炉心の著しい損傷が生じた際、原子炉格納容器内の圧力と温度を低下させる設備として、残留熱代替除去系を設置したというが、想定外の事態に対応できるか、確証がない。結局、原発を動かせば、事故が起きた際に、想定以上の事態が起きる危険性は拭い去れず、さまざまに想定して対策をとればとるほど、その確実性に疑問が生まれる。実証しようがないからである。</p> <p>県民の安全が守り切れる確証のない、危険な島根原発2号機の再稼働は容認できないとの立場を明らかにすること。</p>	<p>原発は安全が第一義である。島根原発2号機はまだ審査中であり、審査が終われば、まずは中国電力と国から審査内容を聞くことになる。その際は専門家（原子力安全顧問）の意見も聞く。</p>
<p>②中国電力との安全協定は、立地県の島根県と同等の権利を得るよう交渉すること。結果、協定が改定されない場合、再稼働に容認できない旨、表明すること。</p> <p>また、仮に安全協定が改定されなくても、原発事故が起きれば鳥取県も被害を受けることに違いはない。立地県の島根県の丸山知事と協議し、鳥取県が再稼働に容認できない場合、鳥取県の考えを踏まえ、一緒に再稼働を容認しない態度をとるよう求めること。</p>	<p>安全協定の立地自治体並みの改定については中国電力と交渉中であり、現在中国電力側にボールがある。中国電力から納得できる回答が得られなければ、県として島根原発の再稼働について最終的な判断はできない。</p>
<p><b>【大規模風力発電計画】</b></p> <p>①鳥取市・鳥取西部・青谷で計画されている「大規模風力発電計画」は、土砂災害を招き、希少植物や景観への影響、騒音・低周波被害が懸念されており、計画に反対すること。</p>	<p>いずれの事業計画も現在環境影響評価手続中であり、専門家や市町村の意見等を踏まえた上で、厳正に対処していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②また、南部町住民の開示請求で秋からになった、日本風力エネルギーの地権者との地上権設定契約の内容は、</p> <p>(i) 事業者が土地所有者の承諾なしに撤退や抵当権の設定が可能となっている。</p> <p>(ii) 地上権の設定期間は35年だが、事業者からの通知のみで、地上権の延長（最長5年）が可能となっている。</p> <p>(iii) 契約書には地代が明示されているが、「存続期間中、固定資産税の増額その他の事由の如何を問わず地代の見直しは行わない」としている。</p> <p>(iv) 土地所有者が事業者に請求できるのは、事業者がもつ「責任財産」の範囲内のみであり、その他の財産には及ばず、土地所有者は「責任財産」以外の差押え、その他の強制執行手続きの申し立てを行う権利をあらかじめ放棄する旨の内容が明記されている。</p> <p>(v) 契約内容は35年以上の守秘義務が契約明記されている。</p> <p>以上のように、圧倒的に事業者に有利な地上権契約となっている上に、その内容に守秘義務を課すとは、とても住民理解を得ようという態度ではない。住民合意を求めた環境アセスやガイドライン違反の地上権契約を白紙に戻すよう求めること。</p>	<p>事業者と土地所有者との間で締結された地上権契約が不当なものである場合は、民法等の規定に基づき、当事者間で取り消し等が行われるものである。</p>
<p>③環境省が2017年に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」を作成したが、1基あたり出力2,000キロワットの風車を想定した調査をもとにしており、現在計画されているような、1基4,000キロワット以上の出力のものに対応できておらず、指針の見直しを求め、県独自の騒音指針を設定すること。</p>	<p>環境省が作成した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」については、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して作成されたものであり、その内容は発電規模に左右されるものではない。</p>
<p>④再生可能エネルギーの促進のため、国は、市町村が導入促進地域をゾーニング指定できるように検討しているが、「規制地域のゾーニング」ができない。県独自に「規制地域のゾーニング」をすること。</p>	<p>大型風力発電事業などの再生可能エネルギーの導入については、市町村の意見を尊重しながら個別案件ごとに対応していくことが現実的であり、規制地域のゾーニングをすることは考えていない。</p>